

営 農 計 画 書

㊞

年 月 日

亀山市農業委員会会長 様

住所
氏名
電話番号

㊞

- (1) 現在の耕作状況
新規就農につき該当なし
- (2) 申請地の耕作実施計画

土地の所在	地番	地目		面積(m ²)	作付状況 (作物名)	耕 作 状 況												見込み 収穫量	見込み 生産額	備考
		登記	利用			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月			
亀山市〇〇町字〇	100番	田	田	3,000	コシヒカリ			代かき	田植え	←水管理・除草	剤散布	→	収穫					kg	円	
亀山市〇〇町字〇	101番1	田	田	1,500	コシヒカリ			代かき	田植え	←水管理・除草	剤散布	→	収穫							
亀山市〇〇町字×	200番2	畑	畑	500	季節野菜				育苗	←薬剤	散布→			収穫						
亀山市□□町字□	500番3	田	畑	300	栗		植栽			←草刈→				収穫 (収穫)				—	—	自家用
計				5,300 m ²	(登記地目別内訳 田 4,800 m ² 、畑 500 m ²)															
通作距離 1 km～1.5 km		通作時間 5～10分		通作経路 自宅→各地		その他参考事項 (コシヒカリ) 自家用○俵、出荷○俵 (季節野菜) 自家用 (栗) 自家用														

- (3) 農機具等の確保状況
父である〇〇から使用貸借により借り受けて使用する (父所有のトラクター、田植え機、コンバイン、軽トラック各1台)。
- (4) 技術取得方法等
幼少のころから父である〇〇の耕作を手伝っており、基本的な技術は習得済です。
今回、農地法第3条許可により所有地を持つことを機会に、さらに父から詳細な技術等の教えを受けて向上に奨励する。
- (5) その他参考となるべき事項
□□町地内にある登記地目「田」は水田機能が失われているため、農地法第3条許可後にすみやかに農地埋立届を提出し、山土を入れて栗を植栽し樹園地として利用する (収穫は3年後を目途)。